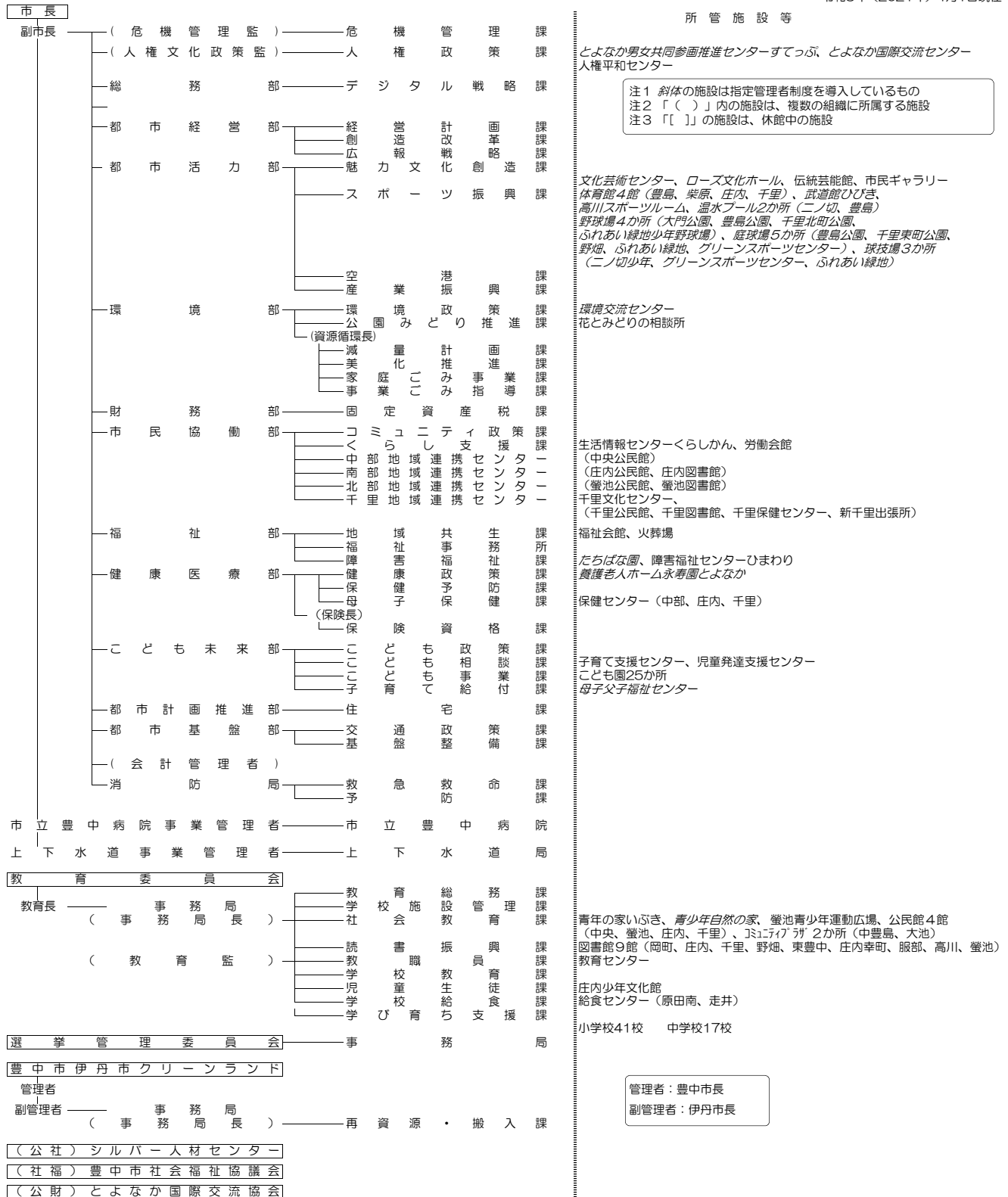


XI. 事業一覽

- ◆令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの事業の実施状況を、施策の柱ごとに掲載しています。
（施策体系については4ページ参照）
- ◆事業の実施状況の項目における分類については以下のとおりです。
「新規」新しく事業を開始するもの 「拡充」対象者や規模の拡大等、例年に比べて内容を充実させて実施するもの
「継続」例年どおり実施するもの 「完了」事業目標の達成や他の事業との統合等により、事業を廃止するもの
- ◆「子どもの社会参加事業」に関連する事業は一覧に示しています。
- ◆「豊中市子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方」に関連する事業には支援の種類を表記しています。《43ページ参照》
- ◆所管部署については、以下の機構図（関係機関のみ抜粋）をご参照ください。

令和3年度（2021年度） 豊中市組織機構図（抜粋）

令和3年（2021年）4月1日現在



施策の柱	No.	子どもの社会参加 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)
						課(施設)	出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	

施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実

1-1	1		公立こども園整備事業	公立こども園の4つの機能を果たし、老朽化の解消や安心・安全な教育・保育環境を整え、子どもたちが自分らしく過ごし、夢を育めるような施設づくりを行うため、『「夢はぐくむ」公立こども園整備計画(平成30年9月策定)』及び「公立こども園再整備計画(前期)(令和2年1月策定)」に基づき、整備を進めます。	こども事業課			○	○					新規	継続				1-1(1) 1-1(2)
1-1	2		就学前施設教職員研修	公立こども園、民間保育所(園)、私立幼稚園、児童発達支援センター等、豊中市の就学前施設の教職員対象に、研修を行い、教育・保育の質を高めます。	こども事業課			○	○					継続	継続				1-1(2)
1-1	3	●	人権尊重に根ざした保育の推進	豊中市人権保育基本方針を中心に、子どもの生活実態をふまえ、さまざまな人権問題の解決をめざした総合的な取組みをいっそう推進します。	こども事業課			○	○					継続	継続				1-1(2)
1-1	4		豊中市立こども園教育・保育研究会	こども園教員の専門性の向上を図るとともに、将来的展望に立った教育・保育を追求します。	こども事業課			○	○					継続	継続				1-1(2)
1-1	5		保育アドバイザー派遣事業	公立こども園の保育内容の充実を図るため、保育教諭等の資質向上と乳幼児理解の深化をめざします。また、研究保育を行い、指導助言を受けます。教育・保育内容や協議会は公開とし、関係機関へ発信します。	こども事業課			○	○					継続	継続				1-1(2)
1-1	6		こども園支援社会人等指導者活用事業	遊びの場面など、多様な指導に際し、さまざまな技能や専門性をもった地域人材の登用と活用を図り、開かれた園づくりを推進します。	こども事業課			○	○					継続	継続				1-1(2)
1-1	7		公立こども園教育の自己評価	公立こども園が地域の幼児教育センター的役割を担うため、教育内容や環境などについて、自己評価を行い、公立こども園の教育の充実、教員の資質の向上を図ります。	こども事業課			○	○					継続	継続				1-1(2)
1-1	8		公立こども園評議員会	園や地域の実情に応じて、園運営に関し、保護者・地域住民の意向を聞くとともにその理解と協力を得て、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくため、公立こども園評議員を各園に設置します。	こども事業課			○	○					継続	継続				1-1(2)
1-1	9		教育振興計画の推進	教育振興計画をもとに、毎年度教育行政方針を作成・公表します。また前年度事務事業等の点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに公表します。	教育総務課			○	○	○	○	○		継続	継続				1-1(3)
1-1	10		長寿命化計画の推進	中長期的に維持管理に係るトータルコストの削減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、学校施設長寿命化計画を策定します。	学校施設管理課				○	○				継続	継続				1-1(3)
1-1	11		とよなかブックプラネット事業	学校図書館と公共図書館の蔵書を一体的かつ効果的に活用する環境を整備することにより、児童生徒の読書活動を促進し、自ら学ぶ力を育成します。	読書振興課				○	○				継続	継続				1-1(3) 1-2(2)
1-1	12		学校図書館への支援・学校との連携	学校図書館との連携により、児童生徒の読書活動を推進します。ブックプラネット事業により、読書センター、学習・情報センター、教員支援センターとして学校図書館が活用されるよう支援します。小学生の図書館見学の受け入れや、学校への団体貸出、調べものの相談(レファレンス)に応じ、学校と連携しながら、地域の子どもの読書を支えます。	読書振興課				○	○	○			継続	継続				1-1(3) 1-2(2)
1-1	13		学校図書館教育の充実事業	学校司書を全小・中学校に配置し、授業での図書館活用を図ります。学校間相互並びに学校図書館と市立図書館の蔵書の一体的活用を図るため、図書搬送連絡車を運行します。	読書振興課				○	○				継続	継続				1-1(3) 1-2(2)
1-1	14		小学校35人学級の推進	小学校3年生から6年生の学級編成を順次35人1学級とし、増学級された担任教員を市費負担の常勤講師として配置するため、教職員確保に向けた取組みを着実に進めます。	教職員課				○					継続	継続				1-1(3) 1-2(2)
1-1	15		教育センター機能の充実	教職員の研究・研修、情報・科学教育等の機能を充実します。また、資料の閲覧および教育情報の提供、市民講座の実施等により教職員、市民に開かれた施設として機能の充実を図ります。	教職員課(教育センター)				○	○				継続	継続				1-1(3)
1-1	16		教育情報推進事業	小・中学校間のネットワークを構築し、各教室からインターネットを活用できる環境の整備をし、わかる授業づくりなどを支援します。また、地域に開かれた学校教育支援情報システムとして展開します。	教職員課(教育センター)				○	○				継続	継続				1-1(3)
1-1	17		学校図書館教育の充実	各教科等を通じて学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ることで、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を目指します。	学校教育課				○	○				継続	継続				1-1(3) 1-2(2)
1-1	18		学力向上自主企画事業	全国学力・学習状況調査等により明らかとなった各学校の児童生徒の学習面や生活面における個別課題に対応するため、学校の独自性を生かした学力向上策を支援し、活力ある学校づくりの推進を図ります。	学校教育課				○	○				継続	継続				1-1(3)
1-1	19		「小中一貫教育」推進事業	小中学校間の円滑な接続を図り、9年間を見通した指導の一貫性を図るとともに、校種間のより望ましい連携や接続について、全中学校区において取組みを推進します。	学校教育課				○	○				継続	継続				1-1(3)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)				
							出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4			
1-1	20			小学校高学年教科担任制	小学校高学年担任による交換授業を行うとともに、6年生の理科等の担当として非常勤講師を1名配置し、中一ギャップの解消及び義務教育9年間を見据えた効果的な学習指導環境の構築をめざします。	学校教育課							○			継続	継続			1-1(3)	
1-1	21			小学校における国際理解教育(英語(外国語)体験活動)の推進	小学校における国際理解教育の一環として、地域在住の外国人ボランティアの協力による、異なる文化を持つ人々との交流等の体験的な活動をおとして、国際理解や共生の資質、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をめざします。	学校教育課										継続	継続			1-1(3)	
1-1	22			学校教育の充実	「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針に基づき、学校や地域の実情に応じた課題の解消を図るための企画立案を行います。また、「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」に基づき、義務教育学校の開港に向けた準備を進めます。	学校教育課										継続	継続			1-1(3)	
1-1	23			学校地域連携ステーション事業	学校支援コーディネーターを学校に配置し、学校と地域における情報の共有化や地域諸団体の連絡調整など、学校と地域とのコーディネートを行い、学校教育活動の活性化を図ります。	学び育ち支援課											継続	継続			1-1(3)
1-1	24			幼保小連絡協議会	公私立こども園、幼稚園、保育所(園)、児童発達支援センター、公私立小学校相互の連携を密にし、一貫した教育のあり方を追究し、教育の充実に向け取組みます。	こども事業課		○	○	○							継続	継続			1-1(4)

施策の柱 1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

1-2	1	●		こども多世代ふれあい事業	学習クラブ事業(小学生～高校生)、交流・体験学習事業、多世代ふれあい事業を行います。	人権政策課(人権平和センター・壺池)																重点施策1 1-2(1)	
1-2	2			地域交流事業(「ひと・まち・であい夏まつり」等)	地域の団体と協働して、差別のない人権尊重のまちづくりと地域の子どもの健全育成を進めるとともに、出会いとふれあいの場をめざします。	人権政策課(人権平和センター・豊中)		○	○	○	○						継続	継続				1-2(1) 2-1(1)	
1-2	3		他	子ども国際事業「おまつり地球一周クラブ」	次世代の子どもたちが日本や世界の様々な文化の体験を通して具体的に学ぶことができるような、異文化理解・国際理解の機会を提供します。	人権政策課((公財)とよなか国際交流協会)											継続	継続				1-2(1) 1-4(4) 2-3(4)	
1-2	4	●		高校生軽音楽フェスティバル	市内の軽音楽系クラブの活動成果を発表する場として、所属する生徒達による野外ライブを行います。	魅力文化創造課											○	継続	継続			1-2(1)	
1-2	5		教育	子どもアートフェスティバル	子どもにアートに関心をもってもらえるよう、展示やワークショップ等さまざまなイベントを行います。(概ね3年に1回を予定)	魅力文化創造課		○	○	○	○							新規	継続			1-2(1)	
1-2	6		教育	ホールでオーケストラ	市内の中学生に舞台芸術に触れる機会をつくり、豊かな感性、創造性を育むとともに、舞台芸術への関心を高める。経済的理由等で部隊芸術に触れる機会のない子どもも等しく参加体験できます。	魅力文化創造課												新規	継続			1-2(1)	
1-2	7		教育	こども音楽フェスティバル	大阪音楽大学の協力のもと、ソロ、打楽器アンサンブルや、市内の中学・高校の吹奏楽部の演奏が楽しめるイベントを開催します。	魅力文化創造課												継続	継続			1-2(1)	
1-2	8		教育	豊中音楽コンクール	大阪音楽大学の協力のもと、次代を担う優れた演奏家を発掘・育成し、音楽文化の振興を図ることを目的とすると共に、子ども達に発表、鑑賞の機会を提供する。	魅力文化創造課												新規	継続			1-2(1)	
1-2	9			スポーツ教室事業(子ども対象)	市民のライフステージに応じたスポーツ活動の振興を図るため、体育館、武道館ひびき、温水プール、野球場、庭球場などで、各種スポーツ教室を行います。	スポーツ振興課		○	○	○	○							継続	継続			1-2(1)	
1-2	10	●		環境学習の推進	子どもたちの将来に良好な地球および地域環境を引き継ぐために、市民・事業者・NPOや学校等が環境の状況や問題点などを正しく認識し、あらゆる場で主体的かつ自立的な学習活動を推進し、日常生活や事業活動の中で自ら環境に配慮した行動につながるように、幼児期から高齢期まで生涯を通じた環境学習を推進します。	環境政策課		○	○	○	○							継続	継続			1-2(1)	
1-2	11	●		自然観察会・体験で学ぶ自然環境学習	自然に親しみながら自然環境を保全していくことの重要性を啓発するため、水生生物や鳴く虫などの自然観察会を実施しています。また、5歳以上の子どもとその保護者を対象に、竹切りや自然工作など体験で学ぶ自然環境学習「自然ふしぎ発見クラブ」も実施しています。	公園みどり推進課													継続	継続			1-2(1)
1-2	12	●		農体験等の資源循環啓発学習	小学校、こども園や親子等を対象に、野菜の植付けや米づくり、収穫等を体験する農体験学習を実施しています。また、食のリサイクルや農業などについて講演し、食と農の大切さ、循環型社会づくりの重要性について学ぶ講座型環境学習も実施しています。	公園みどり推進課	○	○	○	○	○								継続	継続			1-2(1)
1-1	13			絵本「きょうのきゅうしよくな～にかな」の発行	小学校給食の食べ残しを減らし、食べ物を大切にしたいという願いを込め、絵本を作成しています。給食が体を作り、元気の素になる大切なものであることや残してしまうと食べ物がごみになるので残さないようにしましょうといった内容です。就学前の市内こども園等の年長児全員に配布します。	家庭ごみ事業課													継続	継続			1-2(1)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)
							課(施設)	出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	
1-2	14	●		環境学習	こども園、小学生、中学生を対象とし、環境にやさしい行動を子どもたち自らが実践できるような支援することを目的として、ごみの分別方法や実際のごみ収集車での収集作業の体感と乗車体験をおとし、より深くごみと再生資源について学習します。	家庭ごみ事業課			○	○	○		継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	15	●	教育	学生・若者の市民公益活動への参加促進	市民活動情報サロンとの連携のもと、学生や若者の市民公益活動への参加を促進するため、市民活動情報サロンを活動のPRの場として提供するほか、市民活動団体等からのボランティア募集情報を提供します。	コミュニティ政策課 (市民活動情報サロン)						○	継続	継続			1-2(1)
1-2	16	●	教育	福祉共育の推進	小中学生を対象に子どもたちが高齢者や障害のある人などについての理解を深め、その生活課題を自分のこととして共有し、解決する方法を共に考え導き出す機会をつくります。	地域共生課					○	○	継続	継続			1-2(1)
1-2	17			サウンドスクール (幼児)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生まれた音楽に触れる機会の充実や、中学校への等の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	こども事業課			○				継続	継続			1-2(1)
1-2	18	●		中高生対象 都市景観啓発事業	平成25年度(2013年度)に策定した「豊中市都市景観形成マスタープラン」において、まちの好感を高め、共感へと広げる取組みを実践していく人を「景観スタイリスト」と呼び、その育成プログラムの一つとして市立中学校、市内高等学校に通う生徒たちが、「景観スタイリスト」として身近な景観を楽しむ「景観スポーツまちあるき」を開催。まち歩きの中で生徒自身が見た残したい景観や気に入った景観を描いたスケッチを作成し、それらを掲載した「発見!とよなか景観スケッチブック」「とよなか景観まちあるきブック」を発行するとともに、それらの配布及び原画展の実施を通して、本市景観の周知にもつなげています。	都市計画課					○	○	継続	継続			1-2(2) 1-2(3)重1
1-2	19			子ども文化財教室の運用・出前講座	市内の埋蔵文化財や民俗資料など、これまでに収集・整理され調査された成果に基づいて、市民による学習活動や小・中学校での総合学習など、史跡等の見学や出前講座を開催します。(※展示室は事務所移転につきR1/10/01から休館)	社会教育課					○	○	継続	継続			1-2(1)
1-2	20			青少年自然の家の施設の利用促進	指定管理者であるNPO法人豊中市青少年野外活動協会が、小・中・高校が利用したいと思えるプログラムの開発、こども園のお泊り行事や一般の家族を対象とした事業を実施し、施設の利用促進を図っていきます。	社会教育課		○	○	○	○	○	継続	継続			1-2(1)
1-2	21			青少年自然の家主催事業	指定管理者NPO法人豊中市青少年野外活動協会が、各種野外活動や創作活動および自然とのふれあいを体験してもらうことを目的に、小・中学生やその家族を対象に、オープン事業・野外活動事業・里山事業等を実施します。	社会教育課		○	○	○	○	○	継続	継続			1-2(1)
1-2	22			星空観察会	天体望遠鏡で惑星や月のクレーター等を観察することで、天体の知識を学習し、自然科学に対する興味を喚起することをねらい、星空観察会を年8回行います。	社会教育課 (青年の家いぶき)					○	○	継続	未定			1-2(1)
1-2	23	●		高校生ダンスフェスタ	ダンスに取り組んでいる高校生世代の青年グループを公募して実行委員会を立ち上げ、それぞれのグループの発表のみならず、制作過程を大切にしたい高校生等によるダンスの発表会を創りあげます。	社会教育課 (青年の家いぶき)						○	継続	継続			1-2(1)
1-2	24	●		公民館講座	各公民館(中央、壱池、庄内、千里)において、創作活動や体験学習をおとし親子のふれあい、仲間づくりの場を提供します。	中央公民館		○	○	○	○	○	継続	継続			1-2(1)
1-2	25			図書館利用が困難な子どもへのサービス	動く図書館の巡回、団体貸出や出前おはなし会により、図書館に来館しにくい子どもたちへ図書館サービスを届けます。点字絵本やさわる絵本、大きな活字の本の収集により、図書館利用が困難な子どもへの資料提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	継続	継続			重点施策3 1-2(1) 1-4(4)
1-2	26	●		「科学の街とよなか」推進事業	出前授業や科学イベントを実施し、科学教育の振興を図り、科学の側面から学びの循環都市をめざします。	教職員課 (教育センター)					○	○	継続	継続			1-2(1)
1-2	27			ユネスコスクール活用等による国際教育推進事業	持続可能な社会の構築(ESD)を教育活動の基盤に、国内外の学校間交流等をおとし、グローバル社会を生きる次世代の担い手育成に向けた国際教育を進めます。	学校教育課					○	○	継続	継続			1-2(1)
1-2	28			サウンドスクール (児童・生徒)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生まれた音楽に触れる機会の充実や、中学校への等の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	学校教育課					○	○	継続	継続			1-2(1)
1-2	29	●	生活	とよなか地域子ども教室	子どもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを目的に、小学生が地域の大人や大学生などの若者と交流しながら学習やスポーツ、文化活動などを行います。	学び育ち支援課					○		継続	継続			重点施策1 1-2(1) 1-3(2) 1-3(3)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)				
							出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4			
1-2	30	●		水に関する図画・習字作品募集	作品の制作および展示を通じて、上下水道への理解を深めることをねらいとして、小学4年生を対象に水に関する創意ある作品を募集しました。	上下水道局 経営企画課								○			継続	継続			1-2(3)重1
1-2	31	●		環境学習の推進	子どもたちの未来を守る持続可能な資源循環型社会を構築するために、 ①保護者と一緒に参加できる施設見学会や環境学習企画講座等の来館型環境啓発事業を行います。 ②こども園、学校など市民のところに届けていく出前講座による環境学習を行います。	豊中市伊丹市 クリーンランド 再資源・搬入課		○	○	○	○	○					継続	継続			1-2(1)
1-2	32	●		ボランティア体験プログラムの紹介	夏休みを利用して、小・中・高・大学生が福祉施設等でボランティア活動をする際のプログラムを紹介し、コーディネートを行います。 【団体自主事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会								○	○	○	継続	継続			1-2(1)
1-2	33	●		福祉体験支援事業	小・中・高校等で福祉体験やボランティア体験を行う際の企画や講師派遣等の支援を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会								○	○		継続	継続			1-2(1)
1-2	34			世代間交流の推進	小中学校の子どもが地域の高齢者と交流する際のコーディネートを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会								○	○		継続	継続			1-2(1)
1-2	35	●		シカケコンテスト	まちづくりに関して、産官学連携した取組みとして、「仕掛学」を用いた、まちの中にある様々な課題解決のシカケアイデアを小学生対象に募集します。	都市整備課								○			継続	継続			1-2(1)
1-2	36			とよなか こども伝統芸能館フェスタ～大学連携による	伝統文化の鑑賞、ワークショップを通じて次世代への伝統文化の理解と普及啓発となるきっかけづくりをします。	魅力文化創造課								○			継続	継続			1-2(1)
1-2	37	●		とよなか産業フェア「しごと体験・展示コーナー」	市内の企業や個人事業主の魅力を市民の皆様にご覧いただく「とよなか産業フェア」において、薬局での調剤業務体験や番組製作体験などの仕事を体験するコーナーを実施します。	産業振興課		○	○	○							継続	継続			1-2(1)
1-2	38	●		学校向け消費者教育出前教室	市内の小中学生、中学生を対象に携帯電話・インターネットトラブルなどの消費者問題等の出前教室を行い、消費者としての知識の普及啓発及び消費者被害の未然防止を図ります。	くらし支援課								○	○	○	継続	継続			1-2(2)
1-2	39	●		親子で学ぼう 夏休みお薬教室	薬は日常生活の中で年齢に関係なく使用されるため、幼い頃から薬の正しい使い方に関する知識を身に付けることは市民にとって有益であり、さらには将来の医療費削減にもつながります。そこで、小学生とその保護者を対象に、実験や工場見学などを含むお薬教室を開催し、医薬品の適正使用に関する啓発を行っています。	健康政策課								○			継続	継続			1-2(2)
1-2	40	●		若年層向け薬物乱用防止啓発事業	最近では、インターネットから大麻等の薬物を容易に購入できるため、若者を中心に薬物乱用の事件・事故が多発しています。そこで、豊中市と市内音楽事業者が協働で薬物乱用防止の啓発楽曲を制作し、市内の大学、高校生向けイベント等で発信します。また、高校生が制作した原画を活用し啓発グッズの作成・配布を通じて、若年層に向けた効果的な啓発を実施します。	健康政策課								○	○	○	継続	継続			1-2(2)
1-2	41			知っておこう 薬の知識 (出前講座)	最近ではインターネットなどで医薬品を簡単に手に入れることができるようになりましたが、薬は誤った使用量や使用方法により、十分に効果が発揮されなかったり、思わぬ副作用によって健康被害が生じることもあります。そこで、薬について正しい知識を身に付けていただくために、薬はなぜ効くのか、薬の種類や飲み方、副作用などについてお話しします。	健康政策課								○	○	○	継続	継続			1-2(2)
1-2	42	●		薬物乱用 ダメ。ゼッタイ。(出前講座)	近年、覚せい剤や大麻、危険ドラッグなど、薬物乱用が大きな社会問題となっています。薬物乱用とはどういうことか、乱用される薬物の種類、薬物の人体への影響など、薬物乱用のおそろしさについてお話しします。また、身近な人から誘われた場合にも、強い意志を持ってきっぱりと断れるよう、対処法を伝授します。	健康政策課								○	○	○	継続	継続			1-2(2)
1-2	43		教育	思春期教育	学校保健と保健所が連携し、小中学校での性教育などを行います。	母子保健課 保健予防課								○	○		継続	継続			1-2(2)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
							出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2		2 0 2 3	2 0 2 4
1-2	44	●		子ども健やか育み条例出前講座	平成25年度(2013年度)4月に制定された子ども健やか育み条例の子どもへの周知をはかるとともに、子どもの人権に関する子どもの理解を深める機会とすることを目的に、市内の小中学校・中学校で子ども健やか育み条例や子どもの人権にかかわる内容をテーマにした出前講座を実施	子ども政策課												1-2(2)
1-2	45	●		ライフデザイン支援事業	子ども・若者を対象として、結婚から育児までに前向きな意識が持てるよう情報誌の作成や講座をとおして、情報提供を行います。	子ども政策課						継続	継続					1-2(2)
1-2	46			平和月間事業	夏休み期間中に、青年の家のいぶきにおいて、青少年対象に、平和月間事業でパネル展示などを行います。	社会教育課 (青年の家のいぶき)						継続	継続					1-2(2)
1-2	47			児童書等の蔵書の充実と提供	各図書館において、児童書等の蔵書を充実し、提供することにより、子どもたちのよりよい読書環境づくりを推進します。	読書振興課	○	○	○	○	○	継続	継続					1-2(2) 1-3(3)
1-2	48	●		子どもと本をつなぐボランティア活動の支援	子どもと本をつなぐボランティアの活動を支援するとともに、子ども自身が読書間かせボランティア活動に参加する取組みを推進します。	読書振興課	○	○	○	○	○	継続	継続					1-2(2) 2-1(3)
1-2	49			子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)等の情報提供	児童福祉施設や図書館、学校等で、さまざまな機会を通じ、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)及び豊中市子ども健やか育み条例について、情報提供します。	読書振興課 子ども政策課	○	○	○	○	○	継続	継続					1-2(2) 1-3(1) 2-2(3)
1-2	50			おはなし会等	各図書館において、乳幼児、小学生を対象とした絵本の読み聞かせやおはなしなどを通じて、図書館を身近に感じ、絵本などに親しむ機会を提供します。	読書振興課	○	○	○	○		継続	継続					1-2(2) 2-1(1)
1-2	51	●		小学校体験学習推進事業	各小学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動等、児童や学校、地域の実情等を踏まえ、地域資源を活用した体験プログラムを実施します。	学校教育課						継続	継続					1-2(2)
1-2	52	●		中学校体験学習推進事業	各中学校におけるキャリア教育で捉えなおした特色ある教育活動や体験活動のさらなる活性化を図り、生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な知識・技能の習得ならびに、それらを活用する力の育成を目指します。	学校教育課							継続	継続				1-2(2)
1-2	53	●		人権・平和の集い	子ども(こども園、小・中学生)、保護者・市民・教職員を対象に、人権・平和の集いを開催します。	学校教育課			○	○	○	継続	継続					1-2(2) 1-3(1) 2-2(3)
1-2	54	●		水道出前教室	小学4年生及びその保護者を対象に、水道への関心を深め、水道水が安全な飲み物であると理解してもらうことをねらいとして、水道水ができるまでの過程や、各家庭に水道水が配られる仕組みなどを、簡単な実験を行いながら説明しました。	上下水道局 経営企画課							継続	継続				1-2(2)
1-2	55	●		若者向け選挙啓発事業「選挙はじめまして」	豊中市内の学校(小学校、中学校、高等学校、支援学校、専門学校、短期大学、大学など)に通う児童・生徒などを対象に、「主権者教育」や「政治的教養を育む教育」に役立つ出前授業や選挙用品の貸出しなどを実施しています。	選挙管理委員会 事務局							継続	継続				1-2(2)
1-2	56			子どもの社会参加の促進	豊中市子ども健やか育み条例に基づき実施する施策等について、子どもが意見表明することができるよう、施策の情報や意見表明する機会の提供を推進します。	子ども政策課	○	○	○	○	○	継続	継続					1-2(3)
1-2	57	●		中学生シンポジウム	中学校全18校の代表生徒が集まり、生徒会活動の充実に向け、現状や課題等について発表と意見交換を行います。	学校教育課							継続	継続				1-2(3)
1-2	58	●		成人式企画委員	「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」ことを目的として、市が主催する成人式式典について、当日の「誓いの言葉」をはじめ式典内容について主体的に関わり企画してもらう。	社会教育課							継続	継続				1-2(3)

施策の柱1-3 子どもの居場所づくり

1-3	1			放課後の子どもの居場所づくり事業	子どもたちが放課後、安全に安心して過ごすため、小学校の校庭などを開放した居場所づくりを実施します。	学び育ち支援課													重点施策1 1-3(2) 2-4(1)
1-3	2			豊中市放課後こどもクラブ事業	市立の全小学校で、放課後、帰宅をしても保護者が仕事などで家庭に不在の本市に居住している小学校4年生(支援学級・支援学校在籍児童は6年生)までの児童を対象に、遊びや異年齢の交流、集団活動を通じて、自発的・自主的な生活態度や習慣を養い、保護及び健全育成を図ります。	学び育ち支援課								継続	継続	継続	継続		1-3(2) 2-4(1)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況(年度)				該当施策(全て)		
							課(施設)	出産前	0-2歳	3-5歳	小学生	中学生	相当年齢	高校生	2020	2021		2022	2023
1-3	3	●		こどもの学び・居場所事業	学びの場づくり事業(小3~中3)、見守り・寄り添い活動の場づくり事業を行います。	人権政策課(人権平和センター豊中)				○	○			新規	継続				重点施策1 1-3(3)
1-3	4			市民活動のネットワークの形成・交流	子育て中の母親・父親に対して地域のつながりを持つ機会の提供や、すてっぷのロビーを利用して若年層に着目し学習スペースを提供するとともに、地域の若年者の集まる場所としての施設認知度の向上を図ります。	人権政策課(とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○			継続	継続				重点施策1 1-3(3) 2-1①(1)
1-3	5		生活	子どもの居場所ネットワーク事業	子どもの未来応援及び地域包括ケアシステムの考え方を踏まえ、地域ごとに子どもの居場所コーディネーターを配置し、学校を核としたセーフティネットの仕組みづくりを行います。	子ども政策課		○	○	○	○			継続	継続				重点施策1 1-3(3)
1-3	6			学校体育施設開放事業(遊び場開放)	子どもの健全育成や市民の健康・体づくりの一環として、市立小・中学校の体育施設を市民に開放します。	学校施設管理課		○	○	○				継続	継続				重点施策1 1-3(3)
1-3	7			自習室開放事業	学習支援の一環として、自習室を設置します。	社会教育課(青年の家いぶき)					○	○	○	継続	継続				重点施策1 1-3(3)
1-3	8			夏休み自習室開放	各公民館(中央、蛸池、庄内、千里)において、夏休み期間に小学生から高校生の児童生徒を対象に自習室を開放します。	中央公民館					○	○	○	継続	継続				重点施策1 1-3(3)
1-3	9			子どもの居場所づくり事業	地域で子どもたちが遊び、憩い、学び、つながる場が必要とされています。このことから、日曜日や長期休業中の地域における子どもたちの居場所づくりを行い、「子ども文化」をキーワードに未来に生きる子どもたちを健やかに豊かに育んでいく場を創出・提供していきます。	児童生徒課(少年文化館)					○	○		継続	継続				重点施策1 1-3(3)
1-3	10			図書活動	図書ラウンジを地域に開放し、貸し出し、自由閲覧、たのしいついでなど、図書に親しむ機会を提供します。	児童生徒課(少年文化館)		○	○	○	○			継続	継続				重点施策1 1-3(3)
1-3	11			学習活動	長期休業中における自習室開放目的:学習の基本的態度、習慣の育成・基礎基本の徹底・集団活動を通して社会性の育成。対象:市内在住の小学4年~中学3年まで	児童生徒課(少年文化館)					○	○		継続	継続				重点施策1 1-3(3)

施策の柱 1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援

1-4	1			家庭児童相談事業	子どもと家庭にかかるあらゆる相談に応じる「総合相談窓口」を設置するとともに、相談支援ネットワーク会議を構築し、部局間連携を推進します。	子ども相談課		○	○	○	○	○		拡充	継続				重点施策2 1-4(1) 2-3(1)
1-4	2		他	こどもの相談支援ネットワーク会議	関係機関同士の緊密な連携のため、定期的な情報共有の機会を持って関係機関同士の顔の見える関係づくりを構築し、支援の困難事例に対するスキルアップ・課題の共有を図ります。	子ども相談課	○	○	○	○	○			継続	継続				重点施策2 1-4(1) 2-3(1)
1-4	3		生活	子どものための相談窓口の周知	市や教育委員会、府などの関係機関で行っている相談窓口(いじめや友達との悩み・不登校の悩み等)について、様々な手法を用いて子どもへの周知を図ります。	学校教育課 子ども政策課 子ども相談課					○	○	○	継続	継続				重点施策2 1-4(1)
1-4	4		生活	いのちの授業	若年層のうつ病・自殺対策として実施しています。一人ひとり大切な存在であり、問題や悩みを抱えても一人で抱え込まず誰かに相談すれば、解決できることを啓発します。	保健予防課					○	○		継続	継続				1-4(2)
1-4	5		生活	こころの体温計	うつ病・自殺対策として実施しています。インターネットを利用した、メンタルセルフチェック。今のこころの状態をチェックし、判定画面に簡単なアドバイスと相談窓口を案内しています。	保健予防課	○				○	○		継続	継続				1-4(2) 2-2(2)
1-4	6		生活	こころの健康相談	不登校・ひきこもりの相談や、発達障害その他こころの不調や精神症状等に関する相談に対応しています。早期回復により、学校や社会生活に復帰できるように支援します。	保健予防課					○	○		拡充	継続				1-4(2)
1-4	7			青少年相談活動	小中学生のいじめ・非行等の問題について、専門相談員が小中学生本人やその保護者からの相談を受け、問題解決にむけて支援します。	児童生徒課					○	○		継続	継続				1-4(2)
1-4	8			スクールサポーター配置事業	小・中学校にスクールサポーター(大学生等)を配置し、配慮を要する児童・生徒に対して心理面等の状況に応じてサポートを行います。	児童生徒課					○	○		継続	継続				1-4(2)
1-4	9		教育	豊中市スクールソーシャルワーカー活用事業	不登校・虐待など児童生徒のさまざまな課題に対応するため、社会福祉に関して高度な専門的知識を有し、相談支援活動経験のある人材を、スクールソーシャルワーカー(SSW)等として小中学校に派遣・配置を行います。	児童生徒課(少年文化館)					○	○		継続	継続				重点施策2 1-4(2)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
							出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4	
1-4	10			スクールカウンセラー配置事業	学校における教育相談体制の充実を図るために、学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒のいじめ・不登校・問題行動等の解決を図ります。	児童生徒課 (少年文化館)													重点施策2 1-4(2)
1-4	11		教育	創造活動(不登校児童生徒への援助)	豊中市在住の小中学生を対象に、家庭と学校との中間的なステーションとして、不登校状態の子どもたちに安心できる居場所を提供し、以下3点の援助活動を行っています。①不登校等の児童生徒に関する、保護者や教職員への相談援助活動 ②学生カウンセラーによる、不登校児童生徒の家庭訪問を主とした訪問援助活動 ③多様なプログラムを設け、児童生徒の興味関心を行動に移し、心の充足や体験の積み上げにより、成長をはかる自主創造活動(グループ活動)	児童生徒課 (少年文化館)													1-4(2)
1-4	12		他	コミュニティ・ソーシャル・ワーカーとスクール・ソーシャル・ワーカーとの連携会議	学校と福祉の連携のため、地域福祉計画に基づき、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーとスクール・ソーシャル・ワーカーとの意見交換会を開催し、複雑多様化の一途をたどる問題の解決に向けてネットワークを形成し包括的な支援に向けた検討を行います。	地域共生課 児童生徒課 (少年文化館)													重点施策2 1-4(3)
1-4	13			いじめ・児童虐待防止の対策	子ども一人ひとりの健やかな成長と子どもを愛情深く育むことができるよう、いじめ・児童虐待を許さない地域社会づくりの推進のため、いじめ防止対策や児童虐待の防止・早期発見などに取り組みます。	こども相談課 児童生徒課													重点施策2 1-4(3)
1-4	14			豊中市いじめ防止基本方針の推進	いじめに関する関係機関との連携を目的とした「豊中市いじめ問題対策連絡協議会」等を設置・運営します。	児童生徒課													1-4(2)
1-4	15	●	教育・生活	子どもサポート事業	子どもの権利条約の具現化を念頭に、すべての子どもの権利の保障に向けて取り組みます。多文化子ども保育や外国にルーツを持つ子どもが母語や文化を学ぶことを通じて仲間と出会う場づくりを実施します。また、日本語・学習支援を通じた居場所づくりを行っています。	人権政策課 (とよなか国際交流センター)													重点施策3 1-4(4)
1-4	16		他	多文化共生推進事業	外国人、日本人が相互の文化を学びあい、理解を促す取り組みをさまざまなテーマで実施します。	人権政策課 (とよなか国際交流センター)													重点施策3 1-4(4)
1-4	17	●	生活	多文化子どもエンパワメント事業【若者支援】	15歳以上の外国にルーツを持つ若者を対象とした活動を行っています。若者が無条件に集うことのできる場を設けることで安心して参加できる居場所の機能を果たすほか、相談対応や日本語指導を行います。 【団体自主事業】	人権政策課 (とよなか国際交流センター)													重点施策3 1-4(4)
1-4	18			障害児チャレンジスポーツ	3歳～中学生の障害がある子どもを対象に、体育遊びを通して、体を動かす楽しさを体験してもらうとともに、体力の向上を図ります。	スポーツ振興課													重点施策3 1-4(4)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
						出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4	
1-4	19	生活	くらし再建パーソナルサポート事業	生活困窮者の自立に向けた相談支援に加え、就労支援や家計相談支援など包括的な支援を行うため、総合相談窓口を直営の地域就労支援センターに併設しています。また複雑な課題を有するケースは専門家によるチーム支援を行う「くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶき」、アウトリーチが必要なケースはコミュニティ・ソーシャル・ワーカーと連携した支援ができる「くらし再建パーソナルサポートセンター@社協」の3機関による直営+委託方式により運営しています。また、困窮者の早期発見、早期支援につなげるために、庁内の関係部局との連携を図っています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	継続	継続					重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	20	●	教育	就学・就労に向けた学習・生活支援事業	くらし支援課								継続	継続				重点施策3 1-2(2) 1-4(4)
1-4	21	生活	社会福祉事業基金	広く市民の方からの寄付を受け、積み立て運用し、子どもの福祉にかかわる施設整備(認定こども園の建設費用や修繕費用)や事業に要する費用に充て、社会福祉の充実に努めます。	地域共生課		○	○					継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	22			障害児通所支援	こども相談課					○	○	○	継続	継続				重点施策3 1-4(4)
1-4	23			発達支援・障害児支援者研修	こども相談課		○	○	○	○			継続	継続				重点施策3 1-4(4)
1-4	24			医療的ケア児支援連絡会議	こども相談課		○	○	○	○	○		継続	継続				重点施策3 1-4(4)
1-4	25			こども療育相談	こども相談課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○	○		継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(5)
1-4	26			児童発達支援センター児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業	こども相談課 (児童発達支援センター)		○	○	○				継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(5)
1-4	27			個別療育事業	こども相談課 (児童発達支援センター)			○					継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(5)
1-4	28			単独通所事業	こども相談課 (児童発達支援センター)			○					継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(5)
1-4	29			児童発達支援センター診療所事業	こども相談課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○	○		継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(5)
1-4	30	教育		家庭支援推進保育事業	こども事業課		○	○					継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	31			障害児保育	こども事業課		○	○					継続	継続				重点施策3 1-4(4)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
							課(施設)	出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2		2 0 2 3	2 0 2 4
1-4	32		教育・生活・就労	母子父子福祉センター事業	ひとり親家庭及び寡婦に対する各種相談、生活及び生業の指導、就労支援などの講習会、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。 (ひとり親家庭 学習支援教室) 豊中市在住のひとり親家庭の中学・高校生に対し、大学生等の講師が自習形式で個人に合った勉強を指導します。また勉強のサポートだけにとどまらず、一緒に将来について考える時間を持つたり、悩みを打ち明ける場であったり、みんなでレクリエーションを行ったり、学校や塾とは違う学習の場を提供します。 (相談員による相談ほか) 母子父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭全般の悩みについて相談員が対応し、必要に応じて行政の支援施策へつないでいます。そのほか、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。 (弁護士等相談) 養育費の未払いや増額、別居している親子の面会交流、子育て、その他の様々な家庭内の悩みごとについて弁護士による法律相談並びに養育費等の専門相談員による相談を実施してまいります。離婚前の相談もしています。 (就業支援講習会等事業) ひとり親家庭の母又は父ならびに寡婦の自立のため、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための講習会を実施します。休日に開講する等、就労中のひとり親家庭の母等の実態・ニーズを踏まえて実施しています。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	33			保育施設への入所	被虐待児童家庭への支援のため、優先的な保育施設入所に配慮します。(児童虐待防止法13条の2)	子育て給付課		○	○								重点施策3 1-4(4) 2-3(4)		
1-4	34		教育	奨学金事務	修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために、高等学校等の修学が困難な者に対し、奨学金を貸し付けています。	教育総務課						○	○	○	○	○	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)		
1-4	35		教育	若者支援相談窓口等事業	社会的支援を要する若者にかかる相談に応じ、支援機関の紹介や必要な情報提供、助言などコーディネートを行い、若者の自立を支援をします。高校生世代の若者の義務教育課程の学び直し(いぶき学習支援事業)や学校出張相談も行っています。	社会教育課 (青年の家いぶき)						○	○	○	○	○	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)		
1-4	36		他	公民館講座課題別講座 地域で子育てを考える学習会	貧困を初めとする子どもたちを取り巻く環境の厳しさの中で、改めて子どもたちの背景にある実際の生活やその中での思いを知る事から、具体的な関わりや子どもたちにとって住みやすい地域づくりについて考えます。(壺池公民館実施)	中央公民館		○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)		
1-4	37		教育	中学校夜間学級補食事業	中学課程の修得をめざしている生徒の健康保持と就学奨励を図るために補食(パンと牛乳)を実施します。 ※1.義務教育の年齢(満15歳)を超えている人が入学対象	学校給食課								※	○	○	重点施策3 1-4(4)		
1-4	38			通訳者派遣事業	渡日してくる児童・生徒、また、保護者の様々な状況に対応するため、学校等へ通訳者の派遣を行います。 【事業統合により平成29年度(2017年度)から「帰国・外国人児童生徒受入初期支援事業(プレクラス)」を含む】	学校教育課									○	○	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)		
1-4	39			国際教室	渡日児童生徒(帰国含む)に、学校の学習支援や日本語の読み書きを指導するとともに、様々な国から来た子どもたちが交流し様々な文化を学びます。 【事業統合により平成29年度(2017年度)から「帰国教室」を含む】	学校教育課									○	○	重点施策3 1-4(4)		
1-4	40			在日外国人教育推進協議会	在日外国人教育基本方針に基づき在日外国人教育の推進について連絡・調整を行います。	学校教育課									○	○	重点施策3 1-4(4)		
1-4	41		教育	進路選択支援事業	進学意欲がありながら、経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、相談・助言を行い、積極的に自己の進路を考え、将来に対する展望がもてるよう支援します。豊中・壺池の両人権まちづくりセンター及び青年の家いぶきにおいて実施します。	学校教育課									○	○	重点施策3 1-4(4)		
1-4	42			障害児関連施策豊中地域連絡協議会	障害のある乳幼児・児童生徒が地域の中でいきいきと生活できる環境づくりの推進を目的に、福祉・保健・教育を担当する機関が緊密な連携を図り、効果的な施策推進を図ります。	児童生徒課 こども事業課		○	○	○	○				○	○	1-4(4)重3		

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)				
							課(施設)	出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1		2 0 2 2	2 0 2 3	2 0 2 4	
1-4	43			障害児教育推進事業	障害のある子どもの教育環境の充実を図ります。	児童生徒課							○	○		継続	継続			重点施策3 1-4(4)
1-4	44			支援教育事業	支援教育を進めるため、教職員を対象とした研修会や巡回相談を行います。	児童生徒課				○	○	○				継続	継続			1-4(4)
1-4	45		教育	寄り添い型学習支援事業	「生活困窮者自立支援法」の趣旨に基づき、経済的等の困難を抱える中学生に対して、義務教育終了後も必要となる自学自習力をはぐくみ、自らの進路を切りひらくことができるよう、学習の場を提供します。	児童生徒課 (少年文化館)										継続	継続			重点施策3 1-4(4)
1-4	46			ユースチャレンジキャンプ	ひきこもり若しくはひきこもり経験のある無業の若者を対象として、青少年自然の家において4泊5日の生活・就労合宿訓練を行い、自然環境の中で原始的労働や集団生活において自尊感情や自己肯定感を高め、仲間を意識することで協調性を養うとともに社会貢献活動への参加のきっかけを作ります。	社会教育課										○	継続	継続		1-4(4)

施策の柱2-1 地域の子育て環境の整備

2-1	1			キッズランドしようない	地域の親子が集う場を提供することで、親子間、世代間の交流を図ります。また、子育て世代が抱える不安や悩みが少しでも解消するよう、各々から専門家を講師として招き、面白くてためになる催しとなることを狙いとします。	南部地域連携センター			○	○	○					継続	継続			2-1(1)	
2-1	2			子育て支援センターの整備	地域の子育て支援拠点として、子育て相談、情報提供、ボランティアグループの活動の支援、遊びや交流の場などを提供する地域子育て支援センター等の施設をおおむね1中学校区に1カ所設置します。また、子育て支援センターほっぺが地域子育て支援拠点を総括する中核的な施設として、子どもの視点に立った子ども施策の企画調整を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)			○	○						継続	継続			2-1(1) 2-1(3)	
2-1	3			遊びの場の提供	気軽な集いの場として、子育て支援センターほっぺ、地域子育て支援センターのプレイルームや庭の開放を行います。また、保育教諭が体育館などにも出向き、遊びの提供や相談を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)			○	○						継続	継続			2-1(1)	
2-1	4			赤ちゃんサークルびびよ	子育て支援センターやこども園等において、0歳児とその保護者や妊婦を対象に、子育て相談を行ったり、親子のふれあい遊びの場と情報を提供します。	こども相談課 (子育て支援センター)			○							継続	継続			2-1(1)	
2-1	5			地域活動事業	施設型給付施設等(こども園、保育所等)において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども事業課			○	○						継続	継続			2-1(1) 2-3(1)	
2-1	6			こども園地域活動事業	公立こども園において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども事業課			○	○						継続	継続			重点施策2 2-1(1) 2-2(2) 2-3(1)	
2-1	7			私立幼稚園教育振興・子育て支援事業	私立幼稚園が幼児教育の充実推進事業と、子育て支援事業を実施することで、地域の幼児教育支援センター的な役割を担います。	こども事業課			○	○						継続	継続			2-1(1)	
2-1	8			子育てサークルの育成	公立こども園で「親と子の遊びのひろば」を開催し、子どもの視点に立った遊びや情報の提供を行い、保護者が子育ての楽しさを共感したり、悩みを話し合うことで、保護者の仲間づくりを進めます。	こども事業課			○	○						継続	継続			2-1(1)	
2-1	9			保育室開放	千里公民館において週2回、庄内公民館において週1回、就学前の親子を対象に保育室を開放します。	中央公民館			○	○						継続	継続			2-1(1)	
2-1	10			公民館登録グループ(子育てグループ)の支援	各公民館(中央、蛭池、庄内、千里)において、公民館登録グループとして、子育てグループの活動場所を提供します。	中央公民館			○	○	○	○				継続	継続			2-1(1)	
2-1	11			外国人親子の交流の場づくり	とよなか国際交流協会に協力し、絵本の読み聞かせや図書館利用を体験する外国人親子の集いの場をつくりを提供し、図書館の多文化サービスの促進を図ります。	読書振興課			○	○	○	○				継続	継続			重点施策3 2-1(1) 1-4(4) 2-3(4)	
2-1	12			子育てサークルへの支援	子育てサークルへの助成金に関する情報提供、会員募集の支援、サークル運営に関する情報提供・情報交換、手遊びや読み聞かせ等の学習機会の提供など支援を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会			○	○											2-1(1)
2-1	13			子育てサロン	小学校区単位に月1~2回、子育て中の親子の交流や情報交換の場づくりを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会			○							継続	継続			2-1(1)	
2-1	14			子育て支援ネットワーク事業	小学校区単位の子育てサロンの開催、子育てボランティアの派遣、子育てサークルマップの作成、わいわい子育てミーティングなどを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会			○	○						継続	継続			2-1(1) 2-1(2)	

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
							出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2		2 0 2 3	2 0 2 4
2-1	15			子育て・子育て支援のネットワーク事業	公立こども園が中心となって、コミュニティソーシャルワーカーとともに各小学校区の地域活動を支援するために、校区連絡会を開催し、関係機関や団体との連携を図り、身近な日常のかかわりの中で、子育て支援を行います。子育て支援センターほっぺは、校区連絡会を統括し、地域福祉ネットワーク会議の子ども部会の事務局を担います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続				2-1(1)
2-1	16			公民協働事業	「みんなあつまれわくわくランド」「親子芋掘り体験」など公民が一体となり、地域の親子へ子育て情報の提供とともに各機関のPRを行っています。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続				2-1(2)
2-1	17		生活	民生・児童委員活動 主任児童委員活動	こども相談課をはじめ地域の関係機関・団体等と連携・協働し、見守りや支援活動を進めます。	地域共生課		○	○	○	○	○	継続	継続				2-1(1)
2-1	18			小地域福祉ネットワーク活動	校区福祉委員会において見守りや声かけ活動を行うとともに、子育てサロン等の子育て支援事業の充実を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会		○	○	○	○		継続	継続				2-1(1) 2-1(2)
2-1	19			豊中地区BBS会活動	さまざまな問題を抱える子どもと交流し、立ち直りを支援したり、レクリエーション活動や非行防止活動などを行います。	地域共生課					○	○	継続	継続				2-1(3)
2-1	20			青少年団体連絡協議会	青少年団体相互の連絡及び情報交換を行います。	社会教育課 (青年の家いぶき)						○	継続	継続				2-1(3)
2-1	21			子育て支援センターほっぺ・地域子育て支援センター・社会福祉協議会との連携・協力	図書館による団体貸出や絵本講座など、子どもとその保護者が読書に親しむための機会を関係機関と連携して提供します。	読書振興課		○	○				継続	継続				2-1(3)
2-1	22			子ども文庫活動の支援と協力・連携	個々の子ども文庫に対して、資料の団体貸出、子どもの本に関する情報、文庫活動に役立つ情報の提供を行います。また、豊中子ども文庫連絡会との共催事業を通じて、子どもの読書の大切さについて保護者や地域の大人の理解を深める取組みを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○	継続	継続				2-1(1) 2-1(3)
2-1	23			子ども読書活動推進計画の推進	図書館が中核となって、家庭・学校・地域との連携を図り、子どもの読書環境の整備を進めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	継続	継続				2-1(3)
2-1	24			子ども読書活動連絡会	子ども読書活動推進連絡協議会を発展させ、市民、関係部局、関係機関からなる「子ども読書活動連絡会」を立ち上げ、全学的、多角的に、子どもの読書環境の見まもりを行います。	読書振興課		○	○	○	○	○	継続	継続				1-2(2) 2-1(3)
2-1	25			青少年健全育成会・青少年指導チーム指導員会	各小・中学校区での青少年の健全育成活動を通じて、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、地域における子育て支援の強化を進めます。	児童生徒課				○	○		継続	継続				2-1(3)
2-1	26			少年を守る日・学警合同補導・巡視及び広報活動	各関係機関・団体と連携し、市内の危険箇所や書店等への立ち入り調査並びに交通安全指導等を行うとともに、広く市民への啓発広報活動を行い、青少年の健全育成を図ります。	児童生徒課				○	○		継続	継続				2-1(3)
2-1	27	●		地域教育協議会(すこやかネット)	中学校区に設置された地域教育協議会の活動を通じて、学校・家庭・地域の三者連携を充実し、地域における総合的な教育力の向上をめざした活動を展開します。	学び育ち支援課		○	○	○	○		継続	継続				1-3(1) 2-1(2) 2-1(3)
2-1	28			高齢者による有償育児支援サービス	小学校の放課後やこども園等で見守りなどの支援を実施しています。 【団体自主事業】	(公社)豊中市 シルバー人材センター		○	○	○	○	○						2-1(3)
2-1	29			青少年活動指導者の養成	青少年団体のリーダーや野外活動ボランティアが青少年活動の指導者として必要な知識や技能を習得するために、青少年指導者人権研修を行います。	社会教育課 (青年の家いぶき)						○	継続	継続				2-1(3)

施策の柱2-2 子育てに必要な情報提供等(情報提供の充実)

2-2	1		生活	利用者支援事業 (母子保健型)	妊娠から子育て期にわたる総合的な相談対応を行います。必要に応じて、医療機関、地域の子育て支援事業や、教育・保育施設の利用について情報提供しています。	母子保健課		○	○	○			継続	継続				重点施策2 2-2(1)	
2-2	2		生活	利用者支援事業 (基本型)	子ども・子育て関連3法の円滑な施行をめざし、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談対応を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○	○				継続	継続				重点施策2 2-2(1)
2-2	3		生活	利用者支援事業 (特定型)	子ども・子育て関連3法の円滑な施行をめざし、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談対応を行います。	子育て給付課		○	○	○				継続	継続				重点施策2 2-2(1)
2-2	4			外国人向け市政案内・相談窓口	外国人向け市政案内・相談窓口(英語・中国語・その他言語も対応可)の出来る相談員を配置し、来庁する外国人に基本的な行政(サービス)情報を適切に提供するほか、担当課への案内、手続にかかる通訳、その他相談に応じます。	人権政策課		○	○	○	○	○		拡充	継続				2-2(2) 2-3(4)
2-2	5			メールによる情報提供の充実	メール配信を希望する人に、子育てに関する情報や、各小中学校、認定こども園からの連絡事項などを担当課が配信できるシステムです。	デジタル戦略課 教育総務課		○	○	○	○	○		継続	継続				2-2(2)
2-2	6			広報とよなかの発行	子育て・子育てに関する特集やお知らせの記事を掲載します。また、未就学児を対象にした記事には「子ども」マークを付け、より探しやすくしています。	広報戦略課		○	○	○	○	○		継続	継続				2-2(2)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 未来応援施策 事業	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
						出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4	
2-2	7		外国人向け市政案内情報の発行	外国人に関わりが深いと思われる市政情報(乳幼児予防接種や相談窓口、催しなど)を毎月4言語(英語、中国語、スペイン語、韓国・朝鮮語)で発行します。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2-2(2) 2-3(4)
2-2	8		子育て・子育て応援アプリ「とよふあみ」	子育て・子育てに関する情報発信の充実を推進することに加え、妊娠・出産・育児までの関連情報を一元化して発信するアプリ「子育て・子育て応援アプリ『とよふあみ』」を作成し、その円滑な運営管理を行います。	こども政策課	○	○	○										2-2(2)
2-2	9		出前講座	子育てサロン・サークル等からの依頼により地域に出向き、遊びや情報の提供・子育て相談を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)	○	○											2-2(2)
2-2	10		情報提供の充実	身近な地域の子育て支援の情報提供や子育て総合情報誌を発行します。また、子育て支援をはじめ、母子保健や医療、福祉、教育など子育てに関わるさまざまな情報をインターネットで公開するとともに、最新情報を定期的に更新します。	こども相談課 (子育て支援センター) こども政策課	○	○	○										2-2(2)
2-2	11		「食育」の取組み	心とからだの健康、人との関わりや食を営む力の基礎を培うことができるよう、教育・保育指導を行います。	こども事業課		○	○										2-2(2) 3-1(1)
2-2	12		「食」に関する子育て講座	地域の子育て家庭を対象に、こども園給食をもとに、離乳食・幼児食や手作りおやつなどの講習を行います。	こども事業課		○	○										2-2(2) 3-1(1)
2-2	13		外国人保護者への保育施設入所案内等	入所時の説明や教育・保育制度の理解に役立つように、中国語、スペイン語、英語版の入所案内を作成、配布します。	子育て給付課 こども事業課		○	○										重点施策3 2-2(2) 2-3(4)
2-2	14		情報提供の充実	図書館ホームページやメールマガジンなど多様なメディアでの情報提供を行います。各図書館では子育てに関する図書の充実、地域の子育て情報の提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○							1-2(2) 2-2(2)
2-2	15		子育てサークル・子育てサロン情報	インターネットを通じて、子育てサークルの情報を提供します。 【市補助事業】	(社)豊中市 社会福祉協議会		○	○										2-2(2)
2-2	16		子育て・子育て・親子事業	南部地域で子育てする親向けの講座を定期的に開催し、子育てしやすい地域を目指します(ママとベビーのすくすくヨーガ、パパとベビーでたのしくあそぼう、えがおはぐくむベビーマッサージ、おしゃべりママカフェ、パパのためのベビーマッサージとママが助かる育児の話)。	南部地域連携センター		○											1-3(1) 2-2(3)
2-2	17		子育て講座	子育て支援センターにおいて、就学前児童の保護者を対象に子育てに関する講座を開催します。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○										1-3(1) 2-2(3)
2-2	18		親を学ぶプログラム(ベビー編含む)	親の本来持っている力を引き出し、「親」としての自信を持って子育てができるようにワークショップを行います。参加者同士が経験・交流する中で各自がさまざまな事に気づき、自分自身を見つめる機会とします。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○										1-3(1) 2-2(3)
2-2	19		「安心感の輪」プログラム	日常生活の何気ない子どもの姿から子どもの欲求や気持ちを理解し、子どもの安心感を育むかわりを見つめる機会とします。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○										1-3(1) 2-2(3)
2-2	20		こども園児童とのふれあい及び育ちを学ぶ機会提供	家庭科授業の中で、①子どもの育ち方・子どもへの接し方②子育てで大事にしたいことを話し、実際にこども園等で子どもと接する機会を持つこととあわせて、子育てや保育について体験し学習します。	こども事業課													1-3(1) 2-2(3)
2-2	21		生活 ブックスタート事業「えほんはじめまして」	4カ月児健康診察時の機会を活用するなど、図書館が関係部局・市民と連携しながら、乳幼児と保護者が絵本と出会うきっかけづくりを推進します。	読書振興課		○											1-3(1) 2-2(3)
2-2	22		家庭教育支援事業	親学習の講座や世代間交流の実施など、様々な家庭教育に関する学習機会の提供を行います。	学び育ち支援課		○	○	○	○	○							1-2(2) 1-3(1) 2-1(3) 2-2(3)

施策の柱2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

2-3	1		生活 精神保健福祉相談 こころの健康相談	こころの不調や精神疾患等に関して、予防から、早期発見早期対応、社会復帰に至るまでの一連の相談支援を行っています。特に、次世代の養育者となる子どもが健やかに育つよう、親のうつ病自殺予防として産後うつ病の早期発見や、思春期の精神疾患の早期発見に努めています。	保健予防課	○	○	○	○	○	○							重点施策2 1-4(1) 2-3(1)
2-3	2		妊娠・出産・子育て相談窓口	妊娠から出産、子育てにいたる幅広い相談に対応するため、関係機関との連携により、すこやかプラザ内に相談窓口を設置します。	母子保健課	○	○	○										重点施策2 2-3(1) 3-1(1)
2-3	3		生活 妊産婦乳幼児等電話面接相談	①月～金の午前中、妊産婦・乳幼児の保護者等の電話や窓口による健康相談に、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師等が相談に応じます(「妊娠・出産・子育て相談窓口」とし関係機関との連携も図り対応します)。 ②妊娠や産後の体や育児状況などの経過の確認が必要と思われる対象者に対し保健師等から電話による保健指導を行います。	母子保健課	○	○	○										重点施策2 2-3(1) 3-1(1)
2-3	4		子どもを守る地域ネットワーク	大阪府池田子ども家庭センターをはじめ、児童に係る関係機関等と連携・協働し、児童虐待の予防や早期発見及び被害待児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報共有及び対応策、関係機関職員への研修等の検討を行います。	こども相談課	○	○	○	○	○	○							重点施策2 2-3(1)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)	
						出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4
2-3	5		児童虐待相談事業	児童虐待の通告及び相談の受理、調査、支援をします。	子ども相談課	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策2 2-3(1)
2-3	6		子育て心の悩み相談事業	保護者の子育ての悩みや不安、乳幼児の心身の発達に関する個別の相談を受けたり、保護者同士が子育ての悩みや問題を共有し、支えあう中で問題解決に向けて取組むグループ相談「MYぐるーぶ」を実施します。	子ども相談課		○	○	○			継続	継続				重点施策2 2-3(1)
2-3	7		子育て支援センターの相談事業	育児、食事、健康などについての相談助言(電話、面談、出前相談)を子育て支援センター・地域支援保育士が行います。	子ども相談課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続				重点施策2 2-3(1)
2-3	8		子育て相談	子育てに関する電話相談と来所による相談を行います。	子ども事業課		○	○				継続	継続				重点施策2 2-3(1)
2-3	9		教育相談総合窓口	教育に関する様々な悩みや問い合わせについての対応を行うことを目的として、電話相談や関係機関等の紹介を行います。	児童生徒課			○	○	○		継続	継続				重点施策2 2-3(1)
2-3	10		教育相談	子どもの心理・行動・ことば(発音等)などに関する悩みについての相談に対応し、個人のより豊かな心身の成長を促すことを目的としたカウンセリングやプレイセラピー等を行います。	児童生徒課			○	○	○		継続	継続				重点施策2 2-3(1)
2-3	11	生活	妊産婦及び乳幼児(新生児含む)等訪問指導	助産師または保健師などが家庭訪問して、妊産婦や乳幼児の健康状態を観察し、適切な保健指導や助言、受診勧奨などを行います。	母子保健課	○	○	○				継続	継続				重点施策2 2-3(2) 3-1(1)
2-3	12		地区育児相談	地域の子育てサロンや子ども園などからの要望に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士などが地域に Outreach 健康相談を行います。	母子保健課		○	○				継続	継続				重点施策2 2-3(2)
2-3	13		こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。	子ども相談課 (子育て支援センター)		○					継続	継続				重点施策2 2-2(2) 2-3(2) 3-1(1)
2-3	14	生活	育児支援家庭訪問事業	養育支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭や、育児不安が高い家庭に対して、地域支援保育士などが家庭を訪問し、育児に関する相談や助言等の支援を行います。平成18年10月から実施しています。	子ども相談課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続				重点施策2 2-3(2) 3-1(1)
2-3	15		日中一時支援事業	施設での宿泊を伴わない一時的な入所サービスです。 (一時的な利用) 知的障害者又は障害児で、介護者の病気やその他の理由により、居宅での介護が一時的に困難になった場合にご利用いただけます。 (継続利用) 障害のある中学生・高校生で、放課後において継続して支援が必要な方にご利用いただけます。	障害福祉課		○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(3) 2-3(4)
2-3	16		宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業	産後1年未満の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等必要な保健指導を産後ケア事業(宿泊型及びデイサービス型)で実施します。	母子保健課		○					継続	継続				2-3(3) 3-1(3)
2-3	17		ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人からなる相互活動を支援します。サービス内容は、子ども園等の開所前、終了後の子どもの預かり、子ども園等への送迎などです。運営は社会福祉協議会に委託しています。	子ども政策課		○	○	○	○	○	継続	継続				2-3(3)
2-3	18		子育て短期支援事業	子どもを家庭で養育することが一時的に難しくなったときに、7日間を限度に子どもを児童養護施設で預かる「宿泊型ショートステイ」と、「日帰り型ショートステイ」を行います。	子ども相談課		○	○	○			継続	継続				2-3(3)
2-3	19		障害児一時預かり事業	就学前の障害や発達に課題のある子どもにおいて、保護者の緊急時等一時預かりを行います。	子ども相談課 (児童発達支援センター)		○	○				継続	継続				1-4(4) 2-3(3) 2-3(4)
2-3	20		一時預かり事業 (一時保育事業)	一時保育として、週3日を限度とした断続的保育、やむを得ない理由により12日を限度とした緊急保育を行います。	子育て給付課 子ども事業課		○	○				継続	継続				2-3(3) 2-4(1)
2-3	21		休日保育	保護者の就労、疾病等の事由により、休日における家庭での保育が困難である児童に対し保育サービスを提供します。	子育て給付課 子ども事業課		○	○									2-3(3) 2-4(1)
2-3	22		ボランティア派遣事業	産後の家事援助や子ども園等送迎など子育て家庭に対し、ボランティアによる支援を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会		○	○									2-1(2) 2-3(3)
2-3	23		DV面接・電話相談事業	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVに関する情報提供や助言を行っています。また、必要に応じて、関係機関と連携しながら、DVに関する悩みや相談に対応しています。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	継続					1-3(1) 2-3(4)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)	
						出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4
2-3	24	生活	性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談事業	(女性の生き方総合相談(電話相談・働く女性のための電話相談・おとな-girls相談・カウンセリング)、からだ&心と性の相談、しごと準備相談、労働相談、法律相談、男性のための相談)市民が抱える男女共同参画推進に関する問題(性別に起因する等)の解決を支援するため、ジェンダーの視点を敏感に持ち相談事業を実施。地域に開かれた安心して話ができる「女性のための相談室」として、多様な相談メニューを通じて、女性が働く、働き続けながら社会に参画、活躍の場を広げられるよう支援します。男性のための相談では、固定的な意識に捉われず自らの課題に向き合えるよう支援します。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
2-3	25	生活・就労	外国人のための多言語相談サービス事業	外国人に対して母語に必要な情報提供を実施します。(就労相談を含む)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-2(2) 2-3(4)
2-3	26	生活	おとなサポート事業	子どもを抱える外国人女性などが気楽に集まって子育てなどについて話す場を提供したり、子育てなどに悩む外国人の相談窓口を設けています。	人権政策課 (とよなか国際交流センター)		○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	27	生活・就労	日本語交流活動「もともつつかえるにほんご」	資格取得や就労などステップアップをめざす外国人のための日本語学習の場を実施します。(毎週月曜日10時～12時)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	28	就労	日本語検定サポート	就労を視野に入れて、日本語検定能力試験をめざす外国人のための試験対策の場を実施します。(年2回、試験の3か月前から3か月間実施)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	29	就労	就労準備支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、生活自立・対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、就業が著しく困難な生活困窮者に対して、就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するもので、講座や事業所等での就労体験の場を提供し、就労に対する意欲喚起や、適応能力等の自覚を促す支援を実施しています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	30	生活	住居確保給付金事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、離職などにより住居を失った方、または住居を失うおそれのある方に、就職活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。住居を整えた上で、就職を目指すための支援です。(※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。)	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	31	生活	家計相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、多重債務等の課題を抱える生活困窮者の債務や生計の状況などを聴取し、債務整理のため法律専門家への誘導をするとともに、関係機関及び関係部局と連携して生活再建を支援します。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	32	就労	豊中市生活保護受給者等「自立・就労」支援	生活保護受給者等で保護受給において就労が要件となる方に対して就労支援事業を行っています。福祉事務所が事前に就労指導対象者と判断した方で、一人での求職活動が難しい場合や就労に際して制限がある場合には就労支援事業の活用を促し、同意を得て個々の状況に応じた支援を行います。支援を行ううえで、池田公共職業安定所やくらし支援課との連携を行っています。	福祉事務所	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	33	生活	ひきこもり家族交流会	ストレスフルかつ孤立しがちなひきこもり家族が、安心して集い、相互に支えあい、家族自身が健康を回復することを目的として実施しています。副次的には当事者のひきこもり回復を促します。	保健予防課						○	継続	継続				1-4(4) 2-3(4)
2-3	34		ひとり親世帯(母子・父子世帯)の国民健康保険料の減免制度	現に婚姻していない者のうち、20歳に満たない子を養育しているひとり親(母子・父子)に対し、保険料の3割を減額します。(所得制限あり)	保険資格課	○	○	○	○	○	○						重点施策3 2-3(4)
2-3	35	生活	ひとり親家庭の優先入所	従来より通常の就労事由を上回る世帯加算を実施しています。	子育て給付課	○	○					継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	36	生活	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦の方で自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)または社会的事由(疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等)により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。また、平成29年(2017年)8月からファミサポ利用料の補助を開始しています。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
							出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4	
2-3	37		生活・就労	母子父子自立支援員	ひとり親家庭及び寡婦を対象に離・死別直後の精神的安定を図りその自立に必要な情報提供、相談指導等職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)
2-3	38		就労	ひとり親家庭自立支援給付金	ひとり親家庭の父母のよりよい就業に向けた能力開発を支援、資格取得のための安定した修業環境の提供と雇用、就労促進を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)
2-3	39		就労	母子父子自立支援プログラム策定等事業	児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、母子父子自立支援プログラム策定員を設置し、個々の受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、就業・自立支援事業等を活用することで、継続的な自立・就業を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)
2-3	40		生活	母子生活支援施設への入所	さまざまな事情のため、母子保護を希望する場合、子どもと一緒に入所できます。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
2-3	41			市社協くらしささえあい事業	援助が必要な妊産婦等に対し、家事援助(調理・洗濯・掃除・買物等)、相談・話し相手などの生活支援を協力会員を通じて行います。 【団体自主事業】 【平成29年度(2017年度)に事業名を「生活支援サービス」から変更】	(社福)豊中市 社会福祉協議会	○	○											重点施策3 2-1(2) 2-3(4)
2-3	42		就労	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の親子の学び直しを支援することにより、より良い就業や転職に向けた能力開発を支援し、雇用安定を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)
2-3	43		経済	養育費の履行確保支援	離婚前後の父母に対し、養育費や面会交流に関する取り決めを促進し、養育費の履行を確保します。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 2-3(4)

施策の柱2-4 子育てと仕事の両立の推進

2-4	1		教育	通常保育(公立・民間)	児童の保護者の労働、疾病等により、保育を必要と認定された児童を、認定こども園・保育所等において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て給付課 こども事業課		○	○											2-4(1)	
2-4	2		教育	家庭保育所制度	児童の保護者の労働、疾病等により保育を必要とする児童を、市独自制度の家庭保育所において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て給付課 こども事業課		○													2-3(3) 2-4(1)
2-4	3			延長保育	保護者の勤務時間・通勤時間等の状況に応えるため、開所時間をこえて1時間又は2時間の延長保育を実施します。	子育て給付課 こども事業課		○	○												2-4(1)
2-4	4			1号認定児の預かり保育	子育て支援の一環として、1号認定の正規の教育時間終了後、希望する保護者の園児を対象に預かり保育を実施します。	子育て給付課 こども事業課															2-4(1)
2-4	5			病児保育事業	子育てと就労の両立支援の一環として、満1歳以上小学校4年生までの児童等で、病気の回復期に至らない場合で集団保育が困難であり、かつ保護者が就労、疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭の社会的理由により家庭での保育が困難な児童に対する保育を補助対象となった3つの民間施設において行います。	こども事業課		○	○	○											2-4(1)
2-4	6			男女共同参画に関する学習	男女共同や仕事と子育ての両立などについての講演会や親同士のネットワーク、子育てについてのフリートーキング、ふれあい遊びなどを行い、男女共同参画の啓発を行います。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		2-4(2)
2-4	7			男女共同参画の推進のためのアウトリーチ(地域啓発)事業	地域に出向き男女共同参画についての講座(ジェンダー、就活対策・就労準備、ワーク・ライフ・バランス、働く女性の基本的な権利、セクシュアル・ハラスメント、女性と防災など)や相談を開き、啓発します。地域とのつながりをつくとともに自前講師育成につなげます。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		2-4(2)
2-3	8		就労	地域就労支援センター事業	障害者、母子家庭の母親、中高年齢者などで働く意欲がありながらさまざまな就労阻害要因を抱えるため就労が実現できない者や就労意欲が乏しい若年者、学卒無業者などに対して、相談や各種講座などの支援や、無料職業紹介所と連携して求人情報の提供等を行っています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		重点施策3 2-3(4) 2-4(2)
2-3	9		就労	無料職業紹介事業	求職者の居住地の近隣での就職を実現するために、職業安定法に基づく無料職業紹介所を設置し、相談者の状況に応じた求人開拓とマッチング、および就職後の定着支援を行っています。また、合同面接会や就職支援講座等を実施しています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		2-3(4) 2-4(2)
2-4	10			労働関係法令等の啓発	勤労者ニュースの発行等を通じて、労働関係法令の改正についての情報提供、障害者等の雇用促進普及に努めます。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		2-4(2)
2-4	11			ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活・子育ての両立の実現をめざし、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、市民及び企業への周知・啓発を行います。また、ワーク・ライフ・バランスの実現や子育てで家庭に向けた地域社会全体での取組みを支援するため、出前講座や情報提供を行います。	こども政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		2-4(2)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)
						課(施設)	出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	

施策の柱3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

3-1	1	生活	母子健康手帳の交付(妊娠届の受理)時の保健指導	妊娠届出者に対して、保健師・助産師等が面接を行い、母子健康手帳の目的・内容の説明及び妊娠・出産に関する保健指導を行います。	母子保健課	○													2-2(2) 3-1(1)	
3-1	2		妊娠期の教室	妊娠中の過ごし方について助産師、栄養士、歯科衛生士が講話などを行う「マタニティークラス」、調理実習を行う「マタニティークッキング」を開催します。	母子保健課	○													3-1(1)	
3-1	3		両親教室	2か月に1回、偶数月の第4土曜日の午前・午後11時に妊婦とパートナーを対象に、ビデオ学習、沐浴実習、妊婦疑似体験、抱っこ体験等、各種サービスの紹介などを行います。助産師会に委託しています。	母子保健課	○													2-4(2) 3-1(1)	
3-1	4		離乳食講習会	栄養士による離乳食に関する講話と試食の講習会を行います。	母子保健課		○												3-1(1)	
3-1	5		幼児食講座	栄養士による幼児食に関する講話と試食の講座を行います。また、希望する保護者には相談もを行います。	母子保健課		○												3-1(1)	
3-1	6		乳幼児のための予防救急講習会	市内で発生した乳幼児の救急事案を分析し、救急事故の未然防止を図るため、救急事故の予防法、応急手当などについて説明します。対象は、乳幼児の保護者です。	消防局 救急救命課		○	○											3-1(1)	
3-1	7		妊婦健康診査	妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診票を交付し(母子健康手帳綴りこみ)、それに基づき個別医療機関(大阪府内の委託医療機関)で1回健診を実施。平成19年5月から、後期妊婦一般健康診査受診票の交付を開始。さらに、平成20年5月から、中後期(妊娠28週以降)にも交付。合計3回の健診を実施。平成21年4月から、14回分の補助券を交付。府外の実診者には補助金を交付しています。	母子保健課	○													3-1(2) 3-1(5)	
3-1	8		産婦健康診査事業	産婦健康診査受診券を発行し、かかりつけ医での個別健診受診料の一部を助成します。	母子保健課		○												3-1(2)	
3-1	9	生活	4か月児健康診査	対象者に健診日程を個別通知し、集団健診で小児科医による診察、集団指導、個別相談(育児、栄養、発達、健康管理など)を行います。会場は千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3カ所それぞれ月1~2回実施していきます。	母子保健課		○												3-1(2)	
3-1	10	生活	1歳6か月児健康診査	対象者に健診日程を個別通知し、集団健診で小児科医・歯科医師による健診をはじめ保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3会場それぞれ月1~2回実施しています。	母子保健課		○												3-1(2)	
3-1	11		1歳6か月児健診フォロー事業(「にこにこくらぶ」)	1歳6か月児健診の結果、集団による経過観察が必要な児に対して、保健師・保育士(関係機関)・心理相談員による問診、心理相談、育児相談等を行います。	母子保健課		○												3-1(2)	
3-1	12	生活	3歳6か月児健康診査	対象者に健診日程を個別通知し、集団健診で月2~3回小児科医・歯科医師による健診をはじめ、保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。視聴覚の検査は、スクリーニングの結果に基づき、必要な児に対して、眼科医・耳鼻科医に紹介状を発行します。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3会場実施していきます。	母子保健課			○											3-1(2)	
3-1	13		二次健診	健診などで経過観察が必要と思われる乳幼児に対し二次健診を行うことにより、疾病や障害の早期発見・治療につなげるとともに、その保護者に対し相談や保健指導を実施します。また、未熟児や身体障害などの児に対して医師や心理士による相談や必要な療育指導を行うことで、その家族の不安の解消や孤立の解消、障害の受容をめざします。	母子保健課		○	○											重点施策3 2-3(4) 3-1(2)	
3-1	14		育児相談(乳幼児健康診査後)	乳幼児健康診査後の経過観察や電話相談などで指導が必要と思われる乳幼児の保護者を対象に、保健師・栄養士による個別相談(育児、栄養、発達)などを行います(予約制)。	母子保健課		○	○												重点施策2 3-1(2)
2-3	15		外国語・日本語併記母子健康手帳	在日外国人に必要な方に、8か国語(英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、韓国・朝鮮語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語)と日本語併記の母子健康手帳を交付します。	母子保健課		○												重点施策3 2-3(4) 3-1(2)	
3-1	16		新生児聴覚検査	新生児の聴覚障害を早期発見し、早期の療育等必要な支援に繋げることを目的に医療機関での検査費用の一部を助成します。	母子保健課		○												3-1(2) 3-1(5)	
3-1	17		不育症治療費等助成事業	妊娠はするものの、2回以上の流産や死産等の不育症に悩む、法律上の婚姻または事実婚の夫婦に対し、医療保険が適用されない不育症検査及び治療に要した費用の一部を助成します。	母子保健課		○												3-1(5)	
3-1	18		豊能広域こども急病センター	豊能二次医療圏(豊中市、池田市、箕面市、吹田市、豊能町、能勢町)の4市2町が協力して、箕面市に小児初期救急医療診療所を開設し、小児救急医療体制の充実を図ります。	健康政策課		○	○	○	○									3-1(3)	

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
						課(施設)	出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2		2 0 2 3	2 0 2 4
3-1	19		地域周産期母子医療センター	正常分娩の取扱いの他、基礎疾患を持つ妊産婦やハイリスク妊娠に対し高度な医療やケアを提供しています。	市立豊中病院 病院総務課	○	○					継続	継続				3-1(3)	
3-1	20		NICU (新生児集中治療室)	小さな赤ちゃんだけでなく、生まれても何らかの治療が必要な赤ちゃんや、他院で生まれ治療が必要な赤ちゃんも入院しています。	市立豊中病院 病院総務課		○					継続	継続				3-1(3)	
3-1	21		都市公園等安全・安心対策事業	子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園等をめざし、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園等における総合的な安全・安心対策事業による整備を、緊急かつ計画的に実施します。	公園みどり推進課	○	○	○	○	○		継続	継続				3-1(4)	
3-1	22		大阪府子どもの受動喫煙防止条例の推進	大阪府子どもの受動喫煙防止条例を推進するため、美化推進課と協働で全小中学校に受動喫煙防止横断幕を設置しており、今後、こども園にも設置していきます。また、市管理施設受動喫煙防止ガイドラインにより、市が管理する施設は、敷地内全面禁煙となります。	健康政策課	○	○	○	○			継続	継続				3-1(4)	
2-2①	23		とよなか子育て応援団	子育て家庭に配慮している事業者に「とよなか子育て応援団」に登録してもらい、その情報を一覧にして冊子やホームページなどで公開し、子育て家庭に提供することをとおして、市内事業者の子育て家庭に対する配慮への意識醸成をはかりながら、「このまちみんなで子育て応援」をするまちづくりをめざします。	こども政策課	○	○	○					継続	継続				3-1(4)
3-1	24		赤ちゃんの駅普及・啓発事業	乳幼児連れの保護者が安心して外出できるように、授乳、おむつ交換又は遊びのスペースが自由に利用できる公共施設に「赤ちゃんの駅」標識(看板又はステッカー)を掲示します。また、施設一覧表を作成し、市ホームページに掲載するとともに、「こんにちは赤ちゃん事業」訪問時などに配布します。	こども政策課		○	○					継続	継続				3-1(4)
3-1	25		三世同居・近居支援事業	世代間で助け合いながら安心して暮らせる環境づくりのために、市外在住の子育て世帯が市内在住の親世帯と市内で同居または近居するための住宅の取得費用やリフォーム費用の一部を補助します。	住宅課	○	○	○	○	○			継続	継続				3-1(4)
3-1	26	生活	市営住宅の子育て世帯向け募集枠の設置	市営住宅の募集時に子育て世帯向けの募集枠を設定し、小学校就学前の子どもがいる世帯に対して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○					継続	継続				3-1(4)
3-1	27	生活	市営住宅の入居時における優遇倍率の措置	市営住宅の入居申込者のうち、母子・父子世帯などについては、抽選時に倍率を優遇して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○	○	○	○		継続	継続				3-1(4)
3-1	28		歩道改良整備の推進	歩道設置されている市道で、狭い、勾配がきつい、段差、凹凸がある等の問題がある歩道について、「歩道改良実施計画(改訂版)」(平成24年(2012年)9月策定)に基づき、安全で快適な歩行空間を形成するため、歩道の幅や構造形式の変更などの改良整備を実施します。	基盤整備課	○	○	○	○	○	○	継続	継続				3-1(4)	
3-1	29	経済	固定資産税・都市計画税の減免	税法上の寡婦及びひとり親で、所得・所有資産・年税額の一定要件を満たす方は、申請に基づいて、固定資産税・都市計画税の年税額のうち、最大で2分の1を減免します。	固定資産税課	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4) 3-1(5)	
3-1	30		障害児福祉手当	重度障害児に対してその障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。	障害福祉課		○	○	○	○	○		継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	31		特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	障害福祉課		○	○	○	○	○		継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	32		不妊に悩む方への特定治療支援事業	子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないか又は極めて少ないと医師に診断されている法律上の婚姻または事実婚の夫婦に対し、指定医療機関での治療費の一部を助成します。	母子保健課	○							拡充	継続				3-1(5)
3-1	33		未熟児養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に、その養育に必要な医療の給付を行います。	母子保健課		○						継続	継続				3-1(5)
3-1	34		小児慢性特定疾病医療費助成事業	医療費の助成を実施します。また、認定審査のため小児慢性特定疾病審査会を運営します。	母子保健課		○	○	○	○	○		継続	継続				3-1(5)
3-1	35		結核児童療育給付事業	結核にかかっている児童に適切な医療を給付し、併せて学習用品等を支給します。	母子保健課		○	○	○	○	○		継続	継続				3-1(5)
3-1	36	経済	子ども医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります。	子育て給付課		○	○	○	○	○		継続	継続				3-1(5)
3-1	37	生活	助産制度	生活保護世帯等、経済的理由により出産費用の負担が困難な方は、指定の助産施設(病院)へ入所を措置します。	子育て給付課	○							継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 未来応援施策 事業	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)			
						出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2		2 0 2 3	2 0 2 4	
3-1	38	教育	給食費・教材費等の実費徴収に係る補給給付事業	認可施設に在園する低所得で生計が困難である世帯の子どもの保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入費用または行事への参加費用等を補助することで特定教育・保育のさらなる円滑な利用を図ります。	子育て給付課		○	○					継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	39	教育	償還払分施設等利用給付	幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる児童の保護者に対し、預かり保育・認可外サービス利用の費用を償還払い(認定要件・上限あり)にて支払います。	子育て給付課		○	○										重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	40	経済	児童扶養手当	父もしくは母と生計を同じくしていない児童や、父もしくは母が政令で定める程度の障害の状態にある児童等が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。	子育て給付課		○	○	○	○	○		継続	継続				重点施策3 2-3(4) 2-3(5)
3-1	41	経済	ひとり親家庭医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までのひとり親家庭の児童とその保護者の医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります(所得制限あり)。	子育て給付課		○	○	○	○	○		継続	継続				重点施策3 2-3(4) 2-3(5)
3-1	42	教育	ひとり親世帯・在宅障害者世帯及び多子世帯の利用者負担額(保育料)軽減措置	従前から一定の軽減措置を実施している中、国からの幼児教育の段階的無償化の方針に則り、範囲を拡大し、該当する世帯の利用者負担額を軽減するものです。	子育て給付課		○	○					継続	継続				重点施策3 2-3(4) 3-1(5)
3-1	43	生活・教育	母子父子寡婦福祉資金貸付	高校、大学等の修学に必要な資金など、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	子育て給付課					○	○		継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 2-3(5)
3-1	44	教育	特別支援教育就学奨励費制度	市立小・中学校の特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援学級及び通級学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、奨励費を支給することにより経済的負担を軽減しています。	教育総務課					○	○		継続	継続				重点施策3 2-3(4) 3-1(5)
3-1	45	教育	要・準要保護児童(生徒)就学援助	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助します。	教育総務課					○	○		継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 2-3(5)
3-1	46	教育	私立高等学校入学支度金貸付あっせん制度	私立高等学校に修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒の保護者に、入学支度金の貸付のあっせん及び利子等を補給しています。	教育総務課						○		継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 2-3(5)
3-1	47		魅力創造・発信の企画調整	豊中の地域資源を再発見し、人々の暮らしの充実につながる新たな価値や魅力を創り出し、発信する取組みを進めます。令和2年4月からの新たなブランド戦略に基づき、市域外の人々も含めた交流・にぎわいづくり事業を実施します。	魅力創造課		○	○	○	○	○			新規				2-3(5)

施策の柱3-2 子どもの安全確保

3-2	1		青色回転灯防犯パトロールカー活動助成	青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動を行う団体に対して、青色回転灯パトロールカーの申請に要する費用の一部を助成し、地域における自主的な防犯活動を支援します。	危機管理課		○	○	○	○	○		継続	継続				2-1(3) 3-2(1)
3-2	2		青色防犯パトロールの実施	不法投棄防止パトロール業務で市内を巡回している車両を利用し、主に小学生が下校する時間帯に子どもの安全を確保するため、青色防犯パトロールを実施します。	美化推進課		○	○	○	○			継続	継続				3-2(1)
3-2	3		更生保護活動(豊中地区保護司会)	教育関係機関と連携、協力しながら犯罪をした青少年の更生や対話集会などを通じて青少年の犯罪予防活動を行います。	地域共生課						○	○	継続	継続				3-2(1)
3-2	4		子どもの安全見まもり隊	PTAや健全育成会、自治会等地域の住民や団体等で組織する子どもの安全見まもり隊を小学校区ごとに設置し、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動を行うことにより、子どもの安全を確保することを目的としています。 【平成30年度(2018年度)から児童生徒課から事業移管】	学校教育課					○	○		継続	継続				3-2(1)
3-2	5		「こども110番の家」運動	地域住民に「こども110番の家」の旗を掲げてもらい、地域の児童生徒の緊急時における危険回避場所として協力をお願いしています。地域の協力家庭を拡充することにより、児童生徒の安全確保に加え、地域における犯罪抑止効果も期待できます。	児童生徒課					○	○		継続	継続				3-2(1)
3-2	6		こどもの安全110番パトロール隊	ごみ収集や水道検針などの業務で市内を走る公用車にパトロール隊のステッカーを貼り、市民への啓発を行うとともに、街頭犯罪の警戒を行います。また郵便集配バイク及びタクシー等の車両が参加しています。	危機管理課		○	○	○	○	○		継続	継続				3-2(1)
3-2	7		学警連絡会兼協働委員会	大阪府池田子ども家庭センター、豊中警察署、豊中警察署、大阪府豊中少年サポートセンター、豊中地区少年補導協働委員会、豊中地区少年補導協働委員会と連携し問題行動傾向の少年の指導、非行防止に取組みます。	児童生徒課					○	○		継続	継続				2-1(3) 3-2(1)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
							出産前	0 5 2 歳	3 5 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4	
3-2	8	●		防災に関する出前講座	災害に対する普段からの備え等についてや地震・水害対策などに関する内容のほか、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織の活動等について、出前講座を開催します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	継続	継続					3-2(2)
3-2	9			防災アドバイザー派遣制度	気象、防災等の専門的な知識を有する防災アドバイザーを地域に派遣し、防災対策に関する講演会等を実施します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	継続	継続					3-2(2)
3-2	10			防犯カメラ設置補助事業	自治会で自発的に取り組む防犯活動を支援するため、防犯カメラを新たに設置する自治会に対し、その設置費用の一部を補助します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	継続	継続					3-2(2)
3-2	11			見守りカメラ事業	通学路を中心に見守りカメラ(防犯カメラ)を設置し、維持管理を行います。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	継続	継続					3-2(2)
3-2	12			PFAセミナー	災害などの緊急下にストレスを抱えた子どもを傷つけず対応するために、支援者に向けて子どものための心理的応急処置(PFA)を啓発する取り組みを行います。	保健予防課		○	○	○	○	○							1-4(4) 3-2(2)
3-2	13			通学路交通安全プログラムの推進	各小学校区の通学路の交通安全を確保するため、定期的な合同点検を実施し、関係機関と連携しながら、安全対策を推進します。	交通政策課	○	○	○	○	○	○	継続	継続					3-2(2)
3-2	14			交通安全啓発事業	「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議会の活動を通じて、こども園・支援学校等において園庭や運動場での模擬道路を使用した歩行訓練や自転車教室、また講堂等での視聴覚教材を利用した交通安全教室を行います。	交通政策課		○	○	○	○	○	継続	継続					3-2(2)
3-2	15			ジュニア救命サポーター事業	市内小学校の5年または6年生の児童を対象に心肺蘇生法等の講習会を実施し、「命の大切さ」、「救命の連鎖」の指導を行い、子どもの頃から救命手当の必要性を根付かせ、将来的には全市民が救命手当を習得できることを目標とし、救命力の向上を図ります。	消防局 救急救命課				○			継続	継続					3-2(2)
3-2	16			子どもに対する防火・防災教育	幼稚園等の幼児、小学校・中学校の児童・生徒を対象に、火災や地震の怖さの理解、災害時の身の安全の確保、初期消火や応急救護など、年齢に応じた防火・防災教育を実施します。	消防局 予防課		○	○	○			継続	継続					3-2(2)